

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年 9 月 2 日提出
【発行者名】	コモンズ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊井 哲朗
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山2-5-17 ポーラ青山ビル16階
【事務連絡者氏名】	川端 勝
【電話番号】	03-5860-5716
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	コモンズ・グローバル30ファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間(2025年12月 3 日から2026年12月17日まで) 1 兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2025年10月2日付をもって提出した有価証券届出書（以下、「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するために本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（３）【発行（売出）価額の総額】

<訂正前>

当初申込期間：500億円を上限とします。

継続申込期間：１兆円を上限とします。

<訂正後>

継続申込期間：１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

当初申込期間：受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額*とします。

なお、ご購入申込みが行われ、かつ当該取得申込にかかる所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。委託会社の指定した販売会社（以下「指定販売会社」といいます。）のお取扱い時間は、別途指定販売会社が定めるものとします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した１口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上１万口単位で表示します。

ファンドの基準価額については前営業日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：コモンズG30）他、指定販売会社（後記（８）申込取扱場所を参照）及び委託会社にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社の照会先

コモンズ投信株式会社

〔ホームページ〕<https://www.common30.jp/>

コールセンター

〔電話番号〕 03-5860-5706

（受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く）

<訂正後>

継続申込期間：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額*とします。

なお、ご購入申込みが行われ、かつ当該取得申込にかかる所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。委託会社の指定した販売会社（以下「指定販売会社」といいます。）のお取扱い時間は、別途指定販売会社が定めるものとします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した１口当たりの純資産価額をいいます。基準価額

は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示します。

ファンドの基準価額については前営業日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：コモンズG30）他、指定販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）及び委託会社にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社の照会先

コモンズ投信株式会社

〔ホームページ〕 <https://www.common30.jp/>

コールセンター

〔電話番号〕 03-5860-5706

（受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く）

（7）【申込期間】

<訂正前>

当初申込期間：2025年10月20日から2025年12月2日まで

継続申込期間：2025年12月3日から2026年12月17日まで

なお、継続申込期間は前記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

継続申込期間：2025年12月3日から2026年12月17日まで

なお、継続申込期間は前記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（9）【払込期日】

<訂正前>

1. 委託会社

・当初申込期間における申込み

お申込代金は、当初申込期間（2025年10月20日から2025年12月2日まで）に、委託会社へお支払いください。当初申込期間に係る発行価額の総額は、当初設定日（2025年12月3日）に当初信託金として、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

・継続申込期間における申込み

お申込代金は、継続申込期間（2025年12月3日から2026年12月17日まで）における毎営業日に、お申込みの委託会社へお支払いください。

各お申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に、追加信託金として、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

2. 指定販売会社

・継続申込期間における申込み

お申込代金は、継続申込期間（2025年12月3日から2026年12月17日まで）における毎営業日に、お申込みの指定販売会社へお支払いください。

各お申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に、追加信託金として、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

< 訂正後 >

1. 委託会社

お申込代金は、継続申込期間（2025年12月3日から2026年12月17日まで）における毎営業日に、お申込みの委託会社へお支払いください。

各お申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に、追加信託金として、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

2. 指定販売会社

お申込代金は、継続申込期間（2025年12月3日から2026年12月17日まで）における毎営業日に、お申込みの指定販売会社へお支払いください。

各お申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に、追加信託金として、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（ 1 0 ）【払込取扱場所】

< 訂正前 >

お申込みを受付けた指定販売会社でお取扱いします。

前記(8)申込取扱場所をご参照ください。

< 訂正後 >

お申込みを受付けた委託会社および指定販売会社でお取扱いします。

前記(8)申込取扱場所をご参照ください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（ 1 ）【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

（ 前略 ）

商品分類・属性区分

当ファンドの一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次の通りです。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
		債 券

	海 外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファン ド	あり
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	その他			
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- **追加型投信**：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
- **海外**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **株式**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **その他資産（投資信託証券(株式 一般)）**：組入れている資産を記載するものとする。
- **年1回**：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

- **グローバル（日本を除く）**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **ファンド・オブ・ファンズ**：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
- **為替ヘッジなし**：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

商品分類・属性区分の定義についての詳細は一般社団法人投資信託協会のホームページをご参照下さい。（<https://www.toushin.or.jp/>）

（中略）

<ファンドの特色>

ファンドの特色



1.世界の市場から30社程度への厳選投資

日本企業を除く世界の企業を対象に、企業の成長性、競争優位性、財務の健全性を重視して、投資対象企業を厳選します。



2.長期投資

「市場ではなく、企業が富を生み出す」という考えに基づいた長期投資により、企業の成長とともに資産価値の増大を目指します。



3.チーム・アプローチ

投資判断は経験豊富な投資チームによる議論と合意を経て実施。個人の裁量ではなく、集団知による意思決定を重視します。

ファンドの運用にあたり、ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッドから助言を受けます。

ウォルター・スコットは、英国のエジンバラで1983年に設立されました。創業以来、一貫して「長期的に顧客の資産を保全し、成長させる」という理念のもと、長期的かつ持続的に、極めて高い「富の創出力」を示す企業に投資しています。

ウォルター・スコットの運用チーム(全21名)

チームは経験豊富なメンバーで構成され、離職率は低く在籍年数は平均13年



ジェーン・ヘンダーソン
マネージング・ディレクター
在籍年数:29年

エグゼクティブ・ディレクター



ロイ・レキー
インベストメント&クライアント・サービス担当
エグゼクティブ・ディレクター
在籍年数:29年

リサーチ・チーム及びアドバイザー 19名

※2025年6月30日現在

(後略)

<訂正後>

(前略)

商品分類・属性区分

当ファンドの一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は次の通りです。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファン ド	あり
一般	年2回	(日本を除く)		
大型株				
中小型株				
	年4回	日本		
債券		北米		
一般	年6回	欧州	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
公債	(隔月)			
社債	年12回	アジア		
その他債券		オセアニア		
クレジット属性		日々		
()		中南米		
不動産投信				
	その他			
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券		中近東		
(株式 一般))		(中東)		
		エマージング		
資産複合				
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- **追加型投信**：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
- **海外**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **株式**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **その他資産（投資信託証券(株式 一般)）**：組入れている資産を記載するものとする。
- **年1回**：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- **グローバル（日本を除く）**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- **ファンド・オブ・ファンズ**：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
- **為替ヘッジなし**：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

商品分類・属性区分の定義についての詳細は一般社団法人資産運用業協会のホームページをご参照下さい。（<https://www.imaj.or.jp/>）

（中略）

<ファンドの特色>

ファンドの特色



1.世界の市場から30社程度への厳選投資

日本企業を除く世界の企業を対象に、企業の成長性、競争優位性、財務の健全性を重視して、投資対象企業を厳選します。



2.長期投資

「市場ではなく、企業が富を生み出す」という考えに基づいた長期投資により、企業の成長とともに資産価値の増大を目指します。



3.チーム・アプローチ

投資判断は経験豊富な投資チームによる議論と合意を経て実施。個人の裁量ではなく、集団知による意思決定を重視します。

ファンドの運用にあたり、ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッドから助言を受けます。

ウォルター・スコットは、英国のエディンバラで1983年に設立されました。創業以来、一貫して「長期的に顧客の資産を保全し、成長させる」という理念のもと、長期的かつ持続的に、極めて高い「富の創出力」を示す企業に投資しています。

ウォルター・スコットの運用チーム(全21名)

チームは経験豊富なメンバーで構成され、離職率は低く在籍年数は平均13年



ジェーン・ヘンダーソン
マネージング・ディレクター
1995年入社

エグゼクティブ・ディレクター



ロイ・レキー
インベストメント&クライアント・サービス担当
エグゼクティブ・ディレクター
1995年入社

リサーチ・チーム及びアドバイザー 19名

※2026年6月30日現在

(後略)

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

(前略)

委託会社の概況

a . 資本金 1億円 (2025年 9 月末現在)

(中略)

c . 大株主の状況 (2025年 9 月末現在)

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

委託会社の概況

a . 資本金 1億円 (2026年 6 月末現在)

(中略)

c . 大株主の状況 (2026年 6 月末現在)

(後略)

2 【投資方針】

(2) 【投資対象】

< 訂正前 >

(前略)

< 投資対象ファンドの概要 >

1 . コモンズWS海外株式厳選ファンド (適格機関投資家限定)

2 . コモンズWS海外株式厳選マザーファンド

(中略)

主な投資制限	< 投資対象ファンド > 1 . マザーファンドの受益証券への投資比率には制限を設けません。 2 . 投資信託証券 (マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。) への実質投資比率は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 < マザーファンド > 1 . 株式への投資比率には制限を設けません。 2 . 外貨建資産への投資比率に制限を設けません。 3 . 同一発行体の株式等への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。 4 . 新興国への投資比率は、原則として純資産総額の20%以下とします。 5 . デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。 6 . 信用取引の指図は行いません。 7 . 有価証券の貸付の指図は行いません。 8 . 一般社団法人投資信託協会の規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とします。当該比率を超えた場合は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。
--------	---

（後略）

<訂正後>

（前略）

<投資対象ファンドの概要>

1．コモンズWS海外株式厳選ファンド（適格機関投資家限定）

2．コモンズWS海外株式厳選マザーファンド

（中略）

主な投資制限	<投資対象ファンド> 1．マザーファンドの受益証券への投資比率には制限を設けません。 2．投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資比率は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 <マザーファンド> 1．株式への投資比率には制限を設けません。 2．外貨建資産への投資比率に制限を設けません。 3．同一発行体の株式等への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。 4．新興国への投資比率は、原則として純資産総額の20%以下とします。 5．デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。 6．信用取引の指図は行いません。 7．有価証券の貸付の指図は行いません。 8．一般社団法人資産運用業協会の規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とします。当該比率を超えた場合は、一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。
--------	---

（後略）

（３）【運用体制】

<訂正前>

（前略）

<委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等>

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行っております。また、受託会社より内部統制の整備等に関する報告書を受け取っております。

ファンドの運用体制等は、2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（前略）

<委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等>

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行っております。また、受託会社より内部統制の整備等に関する報告書を受け取っております。

ファンドの運用体制等は、2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（５）【投資制限】

<訂正前>

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 投資信託受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 （３）投資制限 ）
2. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。なお、直接投資は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 （３）投資制限 ）
3. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。なお、直接投資は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 （３）投資制限 ）
4. デリバティブの直接利用は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 （３）投資制限 ）
5. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 （３）投資制限 ）

（後略）

<訂正後>

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 投資信託受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)
2. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。なお、直接投資は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)
3. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。なお、直接投資は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)
4. デリバティブの直接利用は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)
5. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

（後略）

3【投資リスク】

<訂正前>

（前略）

その他の留意点

- ・当ファンドの投資対象ファンドは、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式を採用しています。他の投資信託によるマザーファンドへの追加設定・解約等が短期間に集中した場合、マザーファンドに組入れている有価証券の売買により、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。
- ・大量解約に伴い組入資産を短期間で大量に売却する必要がある場合、当該売却注文が市場価格に影響を与え、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。また、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢価格を反映した取引ができない場合や十分な取引量が確保できない場合は、解約申込の受付中止、受付済の解約申込の取消し、解約代金の支払い遅延といった事象が発生する可能性があります。
- ・マザーファンドは厳選した銘柄に集中投資を行うため、個々の銘柄の価格変動がポートフォリオ全体に大きな影響を与え、これに伴い各種リスク水準が高まる傾向があります。
- ・収益分配金は、預貯金の利息と異なり、必ずしも計算期間の運用収益を示すものではありません。分配金は信託財産から支払われるため、純資産総額が減少し、基準価額の下落要因となる場合があります。運用収益を超える分配が行われた場合は、その一部または全部が実質的に元本の一部払戻しとなる場合があります。
- ・当ファンドのお取引は、金融商品取引法第37条の6に定めるクーリング・オフの対象外となります。
- ・投資信託は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険、貯金保険および保険契約者保護の対象ではありません。販売会社が証券会社ではない場合、投資者保護基金の支払い対象となりません。

投資リスクに対する管理体制

（中略）

投資リスクに対する管理体制は、2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（前略）

その他の留意点

- ・当ファンドの投資対象ファンドは、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式を採用しています。他の投資信託によるマザーファンドへの追加設定・解約等が短期間に集中した場合、マザーファンドに組入れている有価証券の売買により、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。
- ・大量解約に伴い組入資産を短期間で大量に売却する必要がある場合、当該売却注文が市場価格に影響を与え、ファンドの基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。また、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢価格を反映した取引ができない場合や十分な取引量が確保できない場合は、解約申込の受付中止、受付済の解約申込の取消し、解約代金の支払い遅延といった事象が発生する可能性があります。
- ・マザーファンドは厳選した銘柄に集中投資を行うため、個々の銘柄の価格変動がポートフォリオ全体に大きな影響を与え、これに伴い各種リスク水準が高まる傾向があります。
- ・収益分配金は、預貯金の利息と異なり、必ずしも計算期間の運用収益を示すものではありません。分配金は信託財産から支払われるため、純資産総額が減少し、基準価額の下落要因となります。運用収益を超える分配が行われた場合は、その一部または全部が実質的に元本の一部払戻しとなる場合があります。
- ・当ファンドのお取引は、金融商品取引法第37条の6に定めるクーリング・オフの対象外となります。
- ・投資信託は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険、貯金保険および保険契約者保護の対象ではありません。販売会社が証券会社ではない場合、投資者保護基金の支払い対象となりません。

投資リスクに対する管理体制

(中略)

投資リスクに対する管理体制は、2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1万口当たりの基準価額が記載されており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※当ファンドは2026年6月30日現在、設定後1年を経過していないため、年間騰落率はありません。

※上記グラフは、2025年12月～2026年6月の7ヵ月間の各月末における分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

注1) グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

注2) 当ファンドは2026年6月30日現在、設定後1年を経過していないため、年間騰落率はありません。

注3) 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

注4) 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本株・・・Morningstar日本株式指数

先進国株・・・Morningstar先進国株式指数(除く日本)

新興国株・・・Morningstar新興国株式指数

日本国債・・・Morningstar日本国債指数

先進国債・・・Morningstarグローバル国債指数(除く日本)

新興国債・・・Morningstar新興国ソブリン債指数

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

※Morningstar日本株式指数：Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

※Morningstar先進国株式(除く日本)指数：Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

※Morningstar新興国株式指数：Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

※Morningstar日本国債指数：Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

※Morningstarグローバル国債(除く日本)指数：Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

※Morningstar新興国ソブリン債指数：Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、コモンズ投信株式会社(以下「当社」といいます)とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが当社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、当社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、当社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、何れこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（３）【信託報酬等】

< 訂正前 >

（前略）

税額は、2025年9月末現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

< 訂正後 >

（前略）

税額は、2026年6月末現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

（前略）

< 法人の受益者に対する課税 >

（中略）

（注）上記は2025年9月現在の税法によるものです。税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。また、税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 訂正後 >

（前略）

< 法人の受益者に対する課税 >

（中略）

（注）上記は2026年6月現在の税法によるものです。税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。また、税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

コモンズ・グローバル30ファンド

(2026年6月末現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	868,529,710	98.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	11,673,041	1.32
合計(純資産総額)		880,202,751	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

コモンズ・グローバル30ファンド

(2026年6月末現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	コモンズWS 海外 株式厳選ファンド (適格機関投資家限 定)	830,873,843	1.0023	832,818,344	1.0452	868,429,340	98.66
日本	投資信託 受益証券	コモンズ・マネー・ ファンド(適格機関 投資家限定)	100,000	1	100,000	1.0037	100,370	0.01

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

(2026年6月末現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.67
合計	98.67

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

コモンズ・グローバル30ファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

コモンズ・グローバル30ファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

コモンズ・グローバル30ファンド

2026年6月末及び同日前1年以内における各月末並びに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2025年12月末	520,335,238	-	1.0109	-
2026年1月末	636,402,974	-	0.9968	-
2月末	713,840,029	-	1.0001	-
3月末	747,705,890	-	0.9681	-
4月末	815,096,818	-	1.0182	-
5月末	830,027,664	-	1.0104	-
6月末	880,202,751	-	1.0400	-

【分配の推移】

コモンズ・グローバル30ファンド

該当事項はありません。

【収益率の推移】

コモンズ・グローバル30ファンド

期	収益率(%)
第1中間計算期間末	1.0

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

コモンズ・グローバル30ファンド

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1中間計算期間末	2025年12月3日～ 2026年6月2日	859,971,616	38,726,945	821,244,671

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

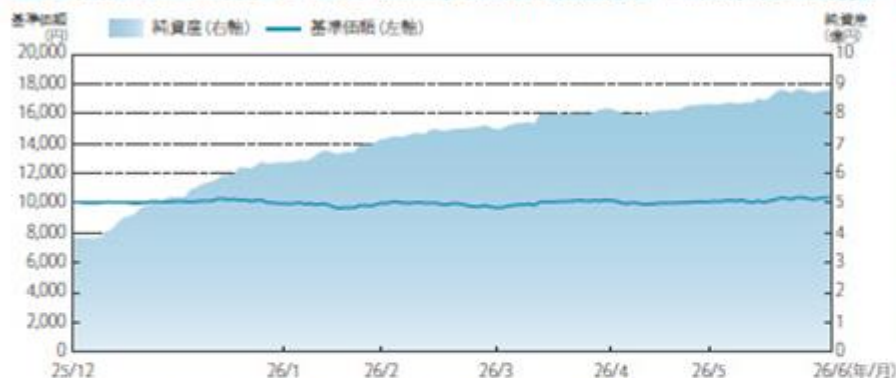
(注)第1中間計算期間末の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

< 参考情報 >

運用実績



基準価額と純資産の推移 (2025年12月3日(当初設定日)～2026年6月30日現在)



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)および、その他費用・手数料控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移

決算期	分配金
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	-円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況 (2026年6月30日現在)

資産配分	
資産	純資産比率
コモンズWS海外株式厳選ファンド(適格機関投資家限定)	98.7%
コモンズ・マネー・ファンド(適格機関投資家限定)	0.0%
その他資産	1.3%
合計	100.0%

(ご参考) 実質的な投資を行うコモンズWS海外株式厳選マザーファンドの状況

※マザーファンドの対純資産比率です(小数点以下第2位を四捨五入)。

※JAMPファンド・マネジメント株式会社のデータに基づきコモンズ投信作成。

▶ 組入上位5カ国・地域

国・地域	比率
アメリカ	71.4%
台湾	5.7%
シンガポール	4.5%
アイルランド	3.6%
香港	3.4%

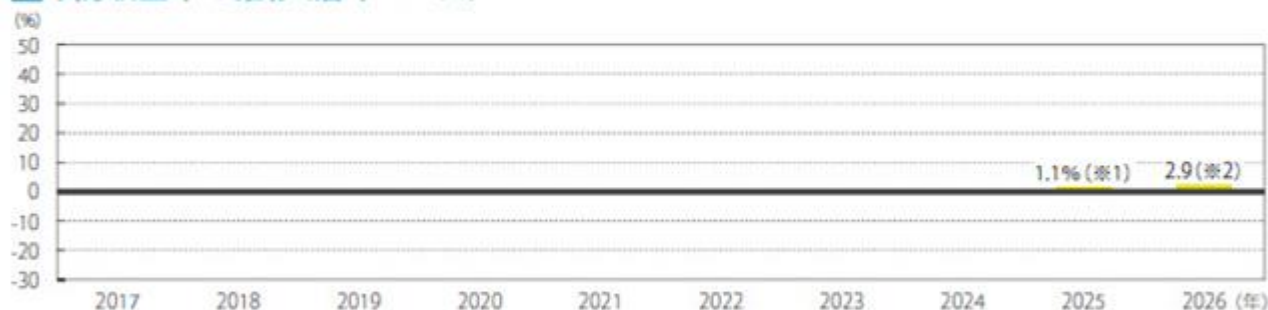
▶ 組入上位5業種

業種	比率
テクノロジー	24.1%
金融	18.2%
一般消費財	14.8%
ヘルスケア	10.1%
通信	9.3%

▶ 組入上位10銘柄

銘柄名	国・地域	業種	比率
アブライド・マテリアルズ	アメリカ	テクノロジー	8.4%
TSMC	台湾	テクノロジー	5.7%
フォーティネット	アメリカ	テクノロジー	4.7%
オーバーシー・チャイニーズ銀行	シンガポール	金融	4.5%
マイクロソフト	アメリカ	テクノロジー	4.0%
アマゾン・ドット・コム	アメリカ	一般消費財	3.6%
リンデ	アイルランド	原材料	3.6%
AIAグループ	香港	金融	3.4%
アンフェノール	アメリカ	工業	3.4%
ネクステラ・エナジー	アメリカ	公益事業	3.2%

年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出(小数点以下第2位を四捨五入)

(※1) 2025年は設定日(2025年12月3日)から年末までのファンドの騰落率

(※2) 2026年は年初から6月末までのファンドの騰落率

※当ファンドにはベンチマークはありません。



運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

申込期間	当初申込期間：2025年10月20日から2025年12月2日 <u>最終日の受付は、2025年12月2日の指定販売会社が定める時間までとなります。</u> 継続申込期間：2025年12月3日から2026年12月17日 原則として、毎営業日にお申込みいただけます。 なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込取扱場所	当ファンドの受益権は、<u>指定販売会社において、ご購入申込みの取扱いを</u>いたします。なお、指定販売会社につきましては、委託会社までお問い合わせください。 <u>委託会社</u> コモンズ投信株式会社 コールセンター 〔電話番号〕 03-5860-5706 （受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く） <u>ホームページアドレス</u> https://www.common30.jp/
申込単位	・<u>指定販売会社が、別途定める購入単位とします。</u> <u>ただし、収益分配金等の再投資は、1円以上1円単位となります。</u>
申込価額	<u>当初申込期間・・・1口1円とします。</u> <u>継続申込期間・・・取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。</u> 当ファンドの基準価額については、委託会社（お電話およびホームページ）または指定販売会社までお問合せください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、1万口当たりの価額で掲載されます。 （日本経済新聞においては、掲載名：コモンズG30）
申込方法	・ <u>指定販売会社の定める方法によります。</u>
申込手数料	・ <u>指定販売会社が、別途定める購入申込手数料を申し受ける場合があります。</u>
申込受付時間	<u>原則として、午後3時30分までに受付けた取得申込み（当該申し込みの受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に取得申込を締め切る場合としている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。</u>
申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日、または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
申込の受付中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の購入お申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受付けた購入お申込みの受け付けを取り消す場合があります。
クーリング・オフ非適用	当ファンドのお取引において、「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用は、ありません。

振替機関等の 口座の提示等	当ファンドの受益権の購入のお客さま（受益者）は、 <u>指定販売会社に、購入お申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該お客さま（受益者）に係る口数の増加の記載または記録が行われます。</u>
------------------	--

< 訂正後 >

申込期間	継続申込期間：2025年12月3日から2026年12月17日 原則として、毎営業日にお申込みいただけます。 なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込取扱場所	当ファンドの受益権は、 <u>委託会社および指定販売会社において、ご購入申込みの取扱いをいたします。</u> なお、指定販売会社につきましては、委託会社までお問い合わせください。 <u>委託会社</u> コモンズ投信株式会社 コールセンター 〔電話番号〕 03-5860-5706 (受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く) <u>ホームページアドレス</u> https://www.common30.jp/
申込単位	1． <u>委託会社の場合</u> ・ <u>委託会社が、別途定める購入単位とします。</u> 2． <u>指定販売会社の場合</u> ・ <u>指定販売会社が、別途定める購入単位とします。</u> <u>金額指定のみとします。</u> <u>ただし、収益分配金等の再投資は、1円以上1円単位となります。</u>
申込価額	継続申込期間・・・取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 当ファンドの基準価額については、委託会社（お電話およびホームページ）または指定販売会社までお問合せください。また、当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に、1万口当たりの価額で掲載されます。 (日本経済新聞においては、掲載名：コモンズG30)
申込方法	1． <u>委託会社の場合</u> ・ <u>「振込」購入・・・</u> <u>原則として、1万円以上1円単位で委託会社の指定する銀行口座にお振込みのうえ、当社ネットサービス（MYコモンズ）または、電話連絡による購入方法です。なお、銀行への振込手数料は、お客さま（受益者）のご負担となります。</u> ・ <u>「つみたてプラン」購入・・・</u> <u>お客さま（受益者）からお届けいただいた金融機関の口座から、3,000円以上1円単位でお客さま（受益者）にあらかじめご指定いただいた金額を、毎月お引落しさせていただくことによる購入方法です。なお、お引落しに係る手数料のお客さま（受益者）のご負担は、ありません。</u> 2． <u>指定販売会社の場合</u> ・ <u>指定販売会社の定める方法によります。</u>

申込手数料	1．委託会社の場合 購入申込手数料は、ありません。 2．指定販売会社の場合 指定販売会社が、別途定める購入申込手数料を申し受ける場合があります。
申込受付時間	1．委託会社の場合 原則として、午後3時30分までにお客さま（受益者）にお振込みいただいたお申込代金が、委託会社の指定する銀行口座に着金し、当社ネットサービス（MYコモンズ）又は、電話連絡にてご注文が確認できたものを当日の申込みとします。 2．指定販売会社の場合 原則として、午後3時30分までに受付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に取得申込を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。
申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日、または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
申込の受付中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の購入お申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受付けた購入お申込みの受け付けを取り消す場合があります。
クーリング・オフ非適用	当ファンドのお取引において、「書面による契約の解除」（クーリング・オフ）の適用は、ありません。
振替機関等の口座の提示等	当ファンドの受益権の購入のお客さま（受益者）は、委託会社または指定販売会社に、購入お申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該お客さま（受益者）に係る口座数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

< 訂正前 >

換金方法	・ 指定販売会社が、別途定める方法となります。
換金単位	・ 指定販売会社が、別途定める換金単位とします。
解約価額	・ 解約請求受付日の翌々営業日の基準価額となります。
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	解約価額は原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

解約価額の 照会方法	解約価額は、委託会社および指定販売会社にてご確認いただけます。 <u>委託会社</u> コモンズ投信株式会社 コールセンター 〔電話番号〕 03-5860-5706 (受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く) ホームページアドレス https://www.common30.jp/
換金請求 受付時間	<u>原則として、午後3時30分までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の解約請求とします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。</u>
受渡方法	<u>指定販売会社が、別途定める方法でお支払いします。</u> <u>受益権のお引渡しは、振替口座が開設されている振替機関に対して、委託会社または指定販売会社が当該換金受益権を抹消する申請をすることにより行なうものとします。振替機関は、社振法の規定にしたがい、当該口数の減少の記載を行います。</u>
申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日、または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
換金の受付中止 および取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた換金請求の受け付けを取り消す場合があります。

< 訂正後 >

換金方法	1. <u>委託会社の場合</u> <u>「解約請求」による換金となります。「買取請求」のお取扱いはございません。</u> 2. <u>指定販売会社の場合</u> <u>指定販売会社が、別途定める方法となります。</u>
換金単位	1. <u>委託会社の場合</u> <u>1円以上とします（原則として、金額指定および全額指定のみで受けいたします。）。</u> 2. <u>指定販売会社の場合</u> <u>指定販売会社が、別途定める換金単位とします。</u>
解約価額	・解約請求受付日の翌々営業日の基準価額となります。
信託財産留保額	ありません。
解約価額の 算出頻度	解約価額は原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

解約価額の 照会方法	解約価額は、委託会社および指定販売会社にてご確認いただけます。 <u>委託会社</u> コモンズ投信株式会社 コールセンター 〔電話番号〕 03-5860-5706 （受付時間：10：00～16：00 土日祝日、年末年始を除く） ホームページアドレス https://www.common30.jp/
換金請求 受付時間	1．<u>委託会社の場合</u> 原則として、午後3時30分までに受付けた換金請求を当日の解約請求とします。 2．<u>指定販売会社の場合</u> 原則として、午後3時30分までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の解約請求とします。なお、指定販売会社によっては、上記より早い時間に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは指定販売会社にご確認ください。
受渡方法	1．<u>委託会社の場合</u> 解約支払金は、解約請求受付日から起算して6営業日目にご指定いただきました「振込先指定口座の振込先」へご入金いたします。 2．<u>指定販売会社の場合</u> 指定販売会社が、別途定める方法でお支払いします。 受益権のお引渡しは、振替口座が開設されている振替機関に対して、委託会社または指定販売会社が当該換金受益権を抹消する申請をすることにより行うものとします。振替機関は、社振法の規定にしたがい、当該口数の減少の記載を行います。
申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日、または一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
<u>大口換金の制限</u>	お客さま（受益者）は、原則として、1日あたり5億円を超える換金（解約）請求はできません。
換金の受付中止 および取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの受益権の換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた換金請求の受け付けを取り消す場合があります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

<訂正前>

<基準価額の算出>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示します。

<有価証券などの評価基準>

投資信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は、次のとおりです。

投資信託受益証券：原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・コモンズWS海外株式厳選ファンド（適格機関投資家限定）

・コモンズ・マネー・ファンド（適格機関投資家限定）

外貨建資産：原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

外国為替予約取引：原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は原則として、申込受付不可日を除く委託会社の毎営業日に計算されます。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、指定販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に1万口当たりの価額で掲載されます（掲載名：コモンズG30）。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先	コモンズ投信株式会社 コールセンター 03 - 5860 - 5706 10:00～16:00（土日祝日、年末年始を除く） ホームページアドレス https://www.common30.jp/
-----	---

<訂正後>

<基準価額の算出>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示します。

<有価証券などの評価基準>

投資信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は、次のとおりです。

投資信託受益証券：原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・コモンズWS海外株式厳選ファンド（適格機関投資家限定）

・コモンズ・マネー・ファンド（適格機関投資家限定）

外貨建資産：原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

外国為替予約取引：原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

< 基準価額の算出頻度 >

基準価額は原則として、申込受付不可日を除く委託会社の毎営業日に計算されます。

< 基準価額の照会方法 >

基準価額は、指定販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に1万口当たりの価額で掲載されます（掲載名：コモンズG30）。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先	コモンズ投信株式会社 コールセンター 03 - 5860 - 5706 10:00～16:00（土日祝日、年末年始を除く） ホームページアドレス https://www.common30.jp/
-----	---

（４）【計算期間】

< 訂正前 >

原則として、毎年9月18日から翌年9月17日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

< 訂正後 >

原則として、毎年9月19日から翌年9月18日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表につきましては、以下の内容が追加されます。

< 更新・訂正後 >

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、第1期中間計算期間（2025年12月3日から2026年6月2日まで）の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、イデア監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

中間財務諸表

【コモンズ・グローバル30ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第 1 期中間計算期間末 2026年 6 月 2 日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	451,115
コール・ローン	15,000,000
投資信託受益証券	817,727,506
未収入金	741,909
未収利息	287
流動資産合計	833,920,817
資産合計	833,920,817
負債の部	
流動負債	
未払解約金	950,246
未払受託者報酬	74,011
未払委託者報酬	2,738,115
その他未払費用	369,936
流動負債合計	4,132,308
負債合計	4,132,308
純資産の部	
元本等	
元本	821,244,671
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 ()	8,543,838
元本等合計	829,788,509
純資産合計	829,788,509
負債純資産合計	833,920,817

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期中間計算期間 自 2025年12月 3 日 至 2026年 6 月 2 日
営業収益	
受取利息	18,259
有価証券売買等損益	10,432,576
営業収益合計	10,450,835
営業費用	
受託者報酬	74,011
委託者報酬	2,738,115
その他費用	369,936
営業費用合計	3,182,062
営業利益又は営業損失（ ）	7,268,773
経常利益又は経常損失（ ）	7,268,773
中間純利益又は中間純損失（ ）	7,268,773
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	42,387
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,389,148
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,389,148
剰余金減少額又は欠損金増加額	71,696
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	71,696
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,543,838

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取り扱い 当ファンドの中間計算期間は、2025年12月３日から2026年６月２日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第１期中間計算期間末 2026年６月２日現在	
１．中間計算期間の末日における受益権の総数	821,244,671口
２．中間計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たりの純資産額	1.0104円
（１万口当たりの純資産額）	（10,104円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第 1 期中間計算期間末 2026年 6 月 2 日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 中間貸借対照表計上額は中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。 2. 時価の算定方法 （１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（その他の注記）

1．元本の移動

項 目	第 1 期中間計算期間末 2026年 6 月 2 日現在
期首元本額	383,190,523円
期中追加設定元本額	476,781,093円
期中一部解約元本額	38,726,945円

2．有価証券関係

第 1 期中間計算期間末（2026年 6 月 2 日現在）

該当事項はありません。

3．デリバティブ取引関係

第 1 期中間計算期間末（2026年 6 月 2 日現在）

当ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況につきまして
は、以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

2026年 6 月末現在

資産総額	880,824,198 円
負債総額	621,447 円
純資産総額(-)	880,202,751 円
発行済口数	846,323,909 口
1口当たり純資産額(/)	1.0400 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1)資本金の額等（2025年9月末現在）

（中略）

(2)委託会社の機構（2025年9月末現在）

（中略）

ファンドの運用体制等は2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

(1)資本金の額等（2026年6月末現在）

（中略）

(2)委託会社の機構（2026年6月末現在）

（中略）

ファンドの運用体制等は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める受益権の直接募集業務を行います。2025年9月末現在、当社は下記のとおり、投資信託（親投資信託を除きます。）の運用を行っています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
単位型株式投資信託	1	<u>13,321</u>
追加型株式投資信託	<u>7</u>	<u>112,414</u>
合計	<u>8</u>	<u>125,735</u>

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、他表の数字の合計と一致しないことがあります。

< 訂正後 >

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める受益権の直接募集業務を行います。2026年6月末現在、当社は下記のとおり、投資信託（親投資信託を除きます。）の運用を行っています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
単位型株式投資信託	1	<u>14,736</u>
追加型株式投資信託	<u>9</u>	<u>151,073</u>
合計	<u>10</u>	<u>165,809</u>

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、他表の数字の合計と一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況につきまして、以下の記載内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

- (1) 委託会社であるコモンズ投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度末 (2025年3月31日現在)			当事業年度末 (2026年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
（資産の部）							
・流動資産							
現金及び預金			101,578			168,461	
直販顧客分別金信託			183,256			175,596	
立替金			600			17,145	
前払費用			7,351			8,260	
未収委託者報酬			270,402			319,635	
未収運用受託報酬			-			1,223	
未収入金			570			59	
未収還付法人税等			15			106	
その他			589			-	
流動資産合計			564,364	82.3		690,487	81.4
・固定資産							
有形固定資産							
建物附属設備	1		27,860			25,837	
器具備品	1		12,747			10,752	
リース資産	1		2,530			2,032	
建設仮勘定			624			-	
有形固定資産合計			43,763	6.3		38,622	4.6
無形固定資産							
ソフトウェア			3,213			5,130	
無形固定資産合計			3,213	0.4		5,130	0.6
投資その他の資産							
投資有価証券			445			-	
長期前払費用			2,266			1,881	
敷金			46,726			46,726	
繰延税金資産			24,821			65,882	
その他			10			10	
投資その他の資産合計			74,269	10.8		114,500	13.5
固定資産合計			121,246	17.6		158,252	18.6
資産合計			685,610	100.0		848,740	100.0

		前事業年度末 (2025年3月31日現在)		当事業年度末 (2026年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)						
.流動負債						
リース債務			519		540	
預り金			23,065		48,865	
顧客からの預り金			12,487		50,623	
前受収益			972		972	
未払費用			73,546		89,124	
未払金			32,509		41,772	
未払法人税等			265		290	
未払消費税等			5,895		17,882	
賞与引当金			24,000		28,500	
その他			3		-	
流動負債合計			173,264	25.2	278,571	32.8
.固定負債						
リース債務			2,402		1,861	
長期未払金			813		508	
固定負債合計			3,216	0.4	2,370	0.3
負債合計			176,481	25.7	280,941	33.1

		前事業年度末 (2025年3月31日現在)			当事業年度末 (2026年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(純資産の部)							
・株主資本							
資本金			100,000	14.5		100,000	11.8
資本剰余金							
資本準備金		100,000			100,000		
その他資本剰余金		27,054			27,054		
資本剰余金合計			127,054	18.5		127,054	15.0
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		299,275			358,039		
利益剰余金合計			299,275	43.6		358,039	42.2
自己株式			17,294	2.5		17,294	2.0
株主資本合計			509,035	74.2		567,798	66.9
・評価・換算差額等							
その他有価証券							
評価差額金			93			-	
評価・換算差額等合計			93	0.0		-	-
純資産合計			509,129	74.2		567,798	66.9
負債・純資産合計			685,610	100.0		848,740	100.0

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)			当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （％）	金額（千円）		百分比 （％）
. 営業収益							
委託者報酬			987,130			1,117,294	
運用受託報酬			-			1,111	
営業収益合計			987,130	100.0		1,118,406	100.0
. 営業費用							
広告宣伝費			30,991			44,589	
事務委託費			186,242			202,756	
支払手数料			277,816			338,758	
その他			6,503			7,702	
営業費用合計			501,553	50.8		593,807	53.1
. 一般管理費							
給料			285,914			316,837	
役員報酬		74,562			80,192		
給料手当		129,052			146,945		
役員賞与		34,800			35,400		
賞与		23,500			25,800		
賞与引当金繰入額		24,000			28,500		
法定福利費			28,674			31,668	
租税公課			232			701	
地代家賃			34,051			38,118	
支払報酬			9,111			13,998	
固定資産減価償却費			9,479			9,131	
その他			42,180			38,036	
一般管理費合計			409,644	41.5		448,492	40.1
営業利益			75,932	7.6		76,106	6.8

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)			当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （％）	金額（千円）		百分比 （％）
.営業外収益							
受取利息			226			697	
受取配当金			16			18	
受取手数料			1,711			1,532	
補助金収入			1,499			-	
その他			176			58	
営業外収益合計			3,630	0.3		2,307	0.2
.営業外費用							
支払利息			171			274	
その他			124			125	
営業外費用合計			296	0.0		399	0.0
経常利益			79,266	8.0		78,014	7.0
.特別利益							
投資有価証券売却益			-			277	
特別利益計			-	-		277	0.0
.特別損失							
移転関連費用			7,035			-	
特別損失計			7,035	0.7		-	-
税引前当期純利益			72,231	7.3		78,291	7.0
法人税、住民税及び事業税			265	0.0		290	0.0
法人税等調整額			9,854	1.0		41,008	3.7
当期純利益			62,111	6.2		119,010	10.6

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	100,000	27,054	127,054	294,810	294,810	-	521,864
当期変動額								
剰余金の配当					57,646	57,646		57,646
当期純利益					62,111	62,111		62,111
自己株式の取得							17,294	17,294
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	4,465	4,465	17,294	12,829
当期末残高	100,000	100,000	27,054	127,054	299,275	299,275	17,294	509,035

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	112	112	521,977
当期変動額			
剰余金の配当			57,646
当期純利益			62,111
自己株式の取得			17,294
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	19	19	19
当期変動額合計	19	19	12,848
当期末残高	93	93	509,129

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	100,000	27,054	127,054	299,275	299,275	17,294	509,035
当期変動額								
剰余金の配当					60,247	60,247		60,247
当期純利益					119,010	119,010		119,010
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	58,763	58,763	-	58,763
当期末残高	100,000	100,000	27,054	127,054	358,039	358,039	17,294	567,798

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	93	93	509,129
当期変動額			
剰余金の配当			60,247
当期純利益			119,010
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	93	93	93
当期変動額合計	93	93	58,669
当期末残高	-	-	567,798

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

器具備品 4年～15年

器具備品のうち、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

（１）委託者報酬

委託者報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に日々の運用純資産に対する一定割合として認識されます。当該報酬は対象契約資産の運用期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度 2025年3月31日	当事業年度 2026年3月31日
繰延税金資産	24,821	65,882

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上することとしております。

なお、この見積りの結果は、「税効果会計関係」に注記のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産から控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。なお減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

（単位：千円）

	前事業年度 2025年3月31日	当事業年度 2026年3月31日
建物附属設備	1,854	3,877
器具備品	6,780	11,502
リース資産	4,221	953
合計	12,856	16,334

2当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額及び	150,000千円	350,000千円
貸出コミットメントの総額		
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	150,000千円	350,000千円

（損益計算書関係）

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	116	-	-	116
B種類株式	13,880	-	-	13,880
C種類株式	52,406	-	-	52,406
合計	66,402	-	-	66,402

（変動事由の概要）

該当事項はありません。

注．各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50％を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	-	-	-	-
B種類株式	-	-	-	-
C種類株式	-	2,200	-	2,200
合計	-	2,200	-	2,200

（変動事由の概要）

増加数の内訳は次のとおりです。

C種類株式 取得請求権の行使に伴う自己株式の取得 2,200株

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月28日 定時株主総会	C種類株式	57,646	1,100	2024年3月31日	2024年7月1日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	C種類株式	60,247	1,200	2025年3月31日	2025年6月30日

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	116	-	-	116
B種類株式	13,880	-	-	13,880
C種類株式	52,406	-	-	52,406
合計	66,402	-	-	66,402

（変動事由の概要）

該当事項はありません。

注．各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50％を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	-	-	-	-
B種類株式	-	-	-	-
C種類株式	2,200	-	-	2,200
合計	2,200	-	-	2,200

（変動事由の概要）

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	C種類株式	60,247	1,200	2025年3月31日	2025年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	C種類株式	70,288	1,400	2026年3月31日	2026年6月30日

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

リース資産の内容

有形固定資産

本社における電話機主装置であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社におきましては、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行借入による方針です。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。

短期借入を行う場合は、主に運転資金調達を目的としたものであり、支払期日は1ヶ月以内であります。

営業債務である未払費用及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）投資有価証券			
その他有価証券	445	445	-
資産計	445	445	-
（１）リース債務	2,922	2,890	31
負債計	2,922	2,890	31

１現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収還付法人税等、未払費用、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）リース債務	2,402	2,381	21
負債計	2,402	2,381	21

１現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収還付法人税等、未払費用、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
（１）現金及び預金	101,578	-	-	-
（２）直販顧客分別金信託	183,256	-	-	-
（３）未収委託者報酬	270,402	-	-	-
合 計	555,236	-	-	-

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
（１）現金及び預金	168,461	-	-	-
（２）直販顧客分別金信託	175,596	-	-	-
（３）未収委託者報酬	319,635	-	-	-
（４）未収運用受託報酬	1,223	-	-	-
合 計	664,916	-	-	-

（注）２．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
（１）リース債務	519	540	562	585	609	103
合 計	519	540	562	585	609	103

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
（１）リース債務	540	562	585	609	103	-
合 計	540	562	585	609	103	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託	-	445	-	445
資産計	-	445	-	445

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないものであるため基準価額を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
リース債務	-	2,890	-	2,890
負債計	-	2,890	-	2,890

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
リース債務	-	2,381	-	2,381
負債計	-	2,381	-	2,381

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	445	300	145
小計	445	300	145
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	445	300	145

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

２．当該事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他（投資信託）	777	277	-

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、選択制確定拠出年金制度（個々の従業員の意志による、確定拠出年金への拠出もしくは生涯設計手当として給与加算のいずれかを選択）を採用しております。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年4月1日 至2025年3月31日）	当事業年度 （自2025年4月1日 至2026年3月31日）
確定拠出制度への要拠出額	5,230	4,305

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（２）	94,575	61,923
減価償却超過額	9	-
賞与引当金	8,301	10,097
繰越税額控除	8,147	15,143
その他	1,315	4,254
繰延税金資産小計	112,350	91,418
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（２）	78,404	8,986
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	9,072	16,549
評価性引当額小計（１）	87,476	25,536
繰延税金資産合計	24,873	65,882
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	51	-
繰延税金負債合計	51	-
繰延税金資産の純額	24,821	65,882

（１）評価性引当額が61,940千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が69,417千円減少したことに伴うものであります。

（２）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	31,668	24,945	-	19,483	18,478	-	94,575
評価性引当額	15,497	24,945	-	19,483	18,478	-	78,404
繰延税金資産	16,171	-	-	-	-	-	(b)16,171

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	23,961	-	19,483	18,478	-	-	61,923
評価性引当額	-	-	-	8,986	-	-	8,986
繰延税金資産	23,961	-	19,483	9,491	-	-	(b)52,936

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない金額	1.54%	1.46%
住民税均等割	0.37%	0.37%
評価性引当額の増減	22.84%	88.05%
その他	0.35%	0.38%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.01%	52.01%

(資産除去債務等関係)

前事業年度(2025年3月31日)

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しておりますが、賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しておりますが、賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (自2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益	987,130	1,118,406
委託者報酬	987,130	1,117,294
運用受託報酬	-	1,111
合計	987,130	1,118,406

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の所有（被所有） 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	(株)静岡銀行	静岡県静岡市	90,845	銀行業	被所有 直接22.4%	資金の借入	資金の借入 (注1)	60,000	関係会社短期借入金	-
							借入金の返済	60,000		
						当社設定投資信託の販売	支払利息 (注1)	47	-	-
							投資信託の 販売代行手数料(注2)	11,920	未払費用	3,206

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の借入及び利息の支払については、金融機関との取引であり、一般的な借入条件で行っております。なお担保の提供はありません。

(注2)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。また、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の所有（被所有） 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	(株)静岡銀行	静岡県静岡市	90,845	銀行業	被所有 直接22.4%	資金の借入	資金の借入 (注1)	149,000	関係会社短期借入金	-
							借入金の返済	149,000		
						当社設定投資信託の販売	支払利息 (注1)	161	-	-
							投資信託の 販売代行手数料(注2)	13,615	未払費用	4,084

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の借入及び利息の支払については、金融機関との取引であり、一般的な借入条件で行っております。なお担保の提供はありません。

(注2)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。また、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
1株当たり純資産額	48,618円07銭	45,143円63銭
1株当たり当期純利益	133円21銭	3,481円14銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. A種類株式（無配当株式）及びB種類株式（議決権制限株式）は、普通株式と同等の株式として取り扱い、1株当たり情報の算定対象に含めております。

C種類株式は、配当優先株式であるため、1株当たり情報の算定対象となる普通株式と同等の株式に含めておりません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
純資産の部の合計額	509,129千円	567,798千円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,189,588千円	1,199,629千円
（うち配当優先株式の払込金額）	（1,129,340千円）	（1,129,340千円）
（うち優先配当額）	（60,247千円）	（70,288千円）
普通株式に係る期末の純資産額	680,458千円	631,830千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	13,996株	13,996株
（うちA種類株式）	（116株）	（116株）
（うちB種類株式）	（13,880株）	（13,880株）

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
当期純利益	62,111千円	119,010千円
普通株主に帰属しない金額	60,247千円	70,288千円
（うち優先配当額）	（60,247千円）	（70,288千円）
普通株式に係る当期純利益	1,864千円	48,721千円
普通株式の期中平均株式数	13,996株	13,996株
（うちA種類株式）	（116株）	（116株）
（うちB種類株式）	（13,880株）	（13,880株）

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

< 訂正前 >

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2025年9月末現在

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

< 再信託受託者の概要 >

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円（2025年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

3【資本関係】

(1)委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項は、ありません。

(2)関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項は、ありません。

（2025年9月末現在）

< 訂正後 >

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2026年6月末現在

(2)指定販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 1	(c)事業の内容
楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

1 2026年6月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

<再信託受託者の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円（2026年6月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)指定販売会社

当ファンドの指定販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する取扱い、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い等に関する事務を行います。

3【資本関係】（2026年6月末現在）

(1)委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項は、ありません。

(2)関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項は、ありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月14日

コモンズ投信株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコモンズ・グローバル30ファンドの2025年12月3日から2026年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コモンズ・グローバル30ファンドの2026年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月3日から2026年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、コモンズ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

コモンズ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2026年6月10日

コモンズ投信株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員

業務執行社員 公認会計士 立 野 晴 朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。